

# 獨協地域と子ども 法律事務所だより

2010.4  
vol.3



## ご挨拶

法科大学院の教室内の法律事務所から松原団地駅前に移転をしました。駅前に移転をしても、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターを支え、子ども、少年の事件に取り組む、法科大学院生の法律実務教育に貢献する、そして法科大学院を卒業した新人弁護士の養成にも役に立つ法律事務所をめざすという点は、今後も変わりません。駅前に移転したことで、相談者や依頼者等が事務所に来やすくなつたことが何よりも嬉しい思います。地域に密着し、地域に働き生活する人達の味方として、益々草加をはじめとして埼玉東部地域の皆様の頼りになる法律事務所として発展をしてゆきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

所長  
弁護士 柳重雄

## 獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10  
TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

## 「澄んだ瞳」-少年事件と裁判員制度

16歳以上の少年が、過失ではなくして、意図した行為によって人を死亡させた場合には、原則として、家庭裁判所の保護処分(少年院等)ではなく、大人と同じ裁判をうけて刑罰(刑務所等)をうけます(少年法20条2項)。また、昨年の5月20日から始まった裁判員裁判の対象となる事件は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項2号参照)とされており、殺人や傷害致死などの事件で、市民から選ばれた裁判員が少年の犯した犯罪を裁くようになりました。

被害者やその遺族にとってみれば、犯人が成人か少年であるかは大きな問題ではなく、厳しい処分をしてほしいと思うのが当然でしょう。しかし、裁判員として参加するときには、被害者や遺族の立場から少し離れ、別の視点から事件を見てほしいと思います。その視点とは、「この子どもは、別の環境で育っても、同じように人の命を奪ってしまうような犯罪をしたのか、この罪をこの少年だけに問うことができるのか」というものです。事件を起こした少年が悪であり、少年を厳罰に処して長期間隔離し、その家族を切り捨てれば解決をするという問題ではないと思います。1歳になったばかりの、私の子どもの澄んだ瞳を見ていると、問われているのは、少年とその家族だけではなく、社会を作り上げている、我々ひとりひとりのあり方なのではないかと感じてしまいます。



弁護士 井原 正則



営業時間 祝日を除く月～金 午前9時30分～午後5時30分  
法律相談 予約制 048-946-1730までお電話ください

# 離婚 -言葉の暴力について

配偶者から、ひどいことを言われたり、むやみに怒鳴りつけられたりしたことはありませんか。

あなたが、「ひどいことを言われて傷つくくらいなら、私が、相手の思い通りに何でも動けばいいんだ。それで上手くいくんだ。」と考え、いつも相手の顔色をうかがい、びくびく生活しているようなら、あなたは、配偶者から精神的なDV(モラルハラスメント)を受けている可能性があります。

このように、殴ったり蹴ったりという直接的な暴力を伴わないDVは、表面化するのに時間がかかってしまいます。その分、長期化、深刻化しやすいのが特徴です。

ところが一度、心身の調子をくずし、病気になってしまふと、回復に時間がかかってしまいます。当事務所にも、このような状態になってから、離婚のご相談に来られる方がたびたびおられます。

たしかに現時点においては、精神的暴力について、それだけを離婚原因として明確に認定した裁判例は見当たりませんし、離婚に向けては、様々な困難が予想されます。

しかし、モラルハラスメントを行う配偶者から自分の心と体を守るために、その配偶者から一定の距離を保つしかありません。

訴訟が困難であっても、調停でうまく離婚の話がつくこともあります。

心身が悲鳴をあげるまえに、ぜひ市の相談窓口や弁護士事務所に相談をしてみてください。

弁護士 西澤 豊陽子



## 働く人達の現状と解決法は

市民の人達をお迎えしての学習会も4回を数えました。平成21年12月、法律事務所第4回法律講座として「働く人の現状と法律」というテーマで行いました。今回は、草加八潮地区労の相談活動に長く携わって来られた藤原二郎さんをお招きし、労働相談から見えてくる働く人の現状についてお話を戴き、その解決法ということで西澤弁護士からの話がありました。今働く人達の現状はとても厳しい労働基準法等がまもられていない、労働問題と貧困問題が結びついている現状などが明らかになりました。また、労働審判の意見がでました。私たち法律事務所もそうした地域の現状に少しでも役に立ちたいと思っています。



弁護士 柳 重雄

## 障害者自立支援法違憲訴訟 埼玉弁護団に参加して

2008年10月31日以来、全国で3次にわたって提訴を重ねてきた「障害者自立支援法違憲訴訟」が終結することとなった。障害者自立支援法が定める「応益負担」のしくみが、憲法に違反するものとして、全国の原告71名が国や市町村を相手取って14地裁で起こした訴訟である。ここ埼玉にも12人の原告がいる。

同法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施することを政権公約として掲げることになった現在の政府与党が、新法に向けて動き出すに当たり、原告と協議を行い、本年1月7日、「基本合意」に至ったことで、訴訟は終結に向かうこととなったものである。訴訟が果たした役割は大きかったものと思われる。埼玉訴訟では、3月24日の期日で和解により終結することとなる。今後は、障がいのある人が参加しての新たな制度づくりに舞台は移る。

法廷では、原告側として、この法律のおかしさについて、障がいのある人の権利の観点から本格的に議論するとともに、原告およびその補佐人による意見陳述がなされた。理念のない法律が、障がいのある人をいかに傷つけ、その権利を侵害することとなるのかを、法廷で示してきたものと考えている。

こうした訴訟を通じて、実は、私も含め弁護士たちも多くの事を学んだ。とりわけ、昨年、原告のいる施設での生活を体験させてもらったが、それを通じて得たものは大きかった。障がいのある人たちが生きるということ、生活をすること、働くということについて、また、障がいのある人を支える施設の役割とそこで働く人たちの大切さについて、障がいのある人の権利というだけでは見えてこないたくさんのことを知ることとなり、あらためて、障がいのある人の権利と保障とは何か、そして何を出発点にしなければならないかということについて気づかされた。

弁護士 野村 武司



## 弁護士紹介

### 2年目を迎えて

今年、弁護士2年目になりました。実際に働く前と後とでは、弁護士についてのイメージがだいぶ変わりました。

働き始める前の私は、期日を決める時など、弁護士っていつも一ヵ月後の話を書いていてなんだか優雅だなあと思っていました。

ところが実際に自分が訴訟を担当してみると、全く印象が変わりました。たとえ1ヵ月後に期日を決めて、他の仕事をかかえつつ、ご本人と連絡をとるのに、1週間かかり、資料を集めると、また1週間かかり、書面をまとめるのに更に1週間かかりという状態です。こんな感じで過ごしていると、1ヵ月後なんてすぐに来てしまします。期日の前にやっと書類が出来上がり、ひやひやしながら書面を送っていることも…。優雅とはほど遠い日常です。

今年度は、法科大学院生のために、ゼミの企画にも挑戦したいと思います。結局、今年もバタバタな日々が続きそうですが、どうぞよろしくお願いします。



弁護士  
西澤 豊陽子



弁護士  
野村 武司

### 新しい時代の法律家として

4月から、獨協大学大学院法務研究科の研究科長を任されることとなりました。当事務所は、併設している獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、法科大学院ならではの事務所として、これから法曹の方をいつも心にとめながら活動をしてきました。現在、法曹人口と法律家の職の就職問題、法曹の質の問題などとともに、法科大学院制度自体がはや曲がり角に来ています。他方で、日常目の当たりにするのは、人間関係に問題を抱えながら、リソースにつながれない人たちの存在です。向かっている方向と現在のギャップをいかにすべきか、実践を通じて、また責任ある立場からも問題提起していきたいと考えています。



弁護士  
井原 正則

### 地域と子どもの生活を守る

「獨協地域と子ども法律事務所」も、開設から3年が経過しました。獨協「大学」の構内にあって敷居が高く思われるのではないかと心配していました。しかし、始まってみると、「大学」の中の事務所として、安心して相談してもらえることもあります。よいイメージをもたれていると思います。これは、市役所や学校等の公的機関や刑

事事件の被害者たちとの関係でも信頼してもらえて、非常に有利に働いていると思います。

今年4月から、事務所は大学の構内から出て、松原団地駅前に事務所を構えます。事務所も4年目に入り、地域に場所を移すこともあります。大学の関連施設としての抽象的なイメージだけではなく、草加・越谷の「地域」の家族と地域の「子ども」たちの生活の守り手となり、地域に密着した事務所にしたいと思っています。



弁護士  
柳 重雄

### 法科大学院の中で

普段の弁護士活動と、法科大学院の実務家教員としての活動との割合はどの位でしょうか。普段の弁護士活動の中にも、院生や卒業生達が参加をしたり、議論をすることがありますので、その割合がどの位などと言いたい切れません。学生の中には、目を輝かせて法律実務に興味を示し議論に参加する学生達もいれば、そうでない学生

もいます。法科大学院は、今いろいろな面で厳しい局面にさらされていますが、将来の法律実務家としての自分を描きながら、勉強している学生達に接し、その学生達の夢を育むという位置にいるという原点は忘れてはなりません。法科大学院が発足した当時の理想や理念、そして現実。しかし、学生達にはやっぱり目標を達成してほしい、その狭間に今、遂巡する日々というところです。